



提供元 おおさかバルーン

令和8年度
大阪労働局
の取組
2026

誰もが安心して働き
活躍できる元気な大阪



行政運営方針(WEB版)



1	大阪の労働行政を取り巻く情勢	P. 1
	1 雇用失業情勢等について……………	1
	2 総合労働行政機関としての大阪労働局の施策の推進……………	1
2	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者への支援	P. 2
	1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等……………	2
	2 非正規雇用労働者への支援……………	4
3	労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進	P. 5
	1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進……………	5
	2 人材確保対策の総合的な推進……………	5
	3 職業訓練を活用した人材育成支援……………	6
	4 リスキリング、労働移動の円滑化等の推進……………	7
	5 若者の雇用対策の推進……………	8
	6 就職氷河期世代を含む中高年世代への活躍支援……………	9
	7 高齢者の就労・社会参加の促進……………	9
	8 障害者の就労促進……………	10
	9 外国人に対する支援……………	10
	10 地方自治体と一体となった雇用対策の推進……………	11
	11 労働力需給調整事業の適正な運営の促進……………	11
4	安全・安心・魅力ある職場づくりに向けた取組	P. 12
	1 長時間労働の抑制等……………	12
	2 労働条件の確保・改善対策……………	13
	3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備……………	14
	4 最低賃金制度の適切な運営等……………	16
	5 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進……………	17
	6 総合的なハラスメントの防止対策……………	17
	7 女性活躍推進に向けた取組等……………	18
	8 仕事と育児・介護の両立支援等……………	19
	9 個別労働関係紛争解決の促進……………	20
	10 フリーランスの就業環境の整備……………	20
	11 効果的な広報の推進……………	20
	12 労災保険及び雇用保険の適正な運用・徴収……………	21

1 雇用失業情勢等について

- 大阪の雇用情勢は、コロナ禍から緩やかに改善基調にありましたが、原材料価格やエネルギーコストの高騰等による収益悪化や、経営の先行き不透明感から求人の出し控えが見られ、改善の動きが弱くなっています。

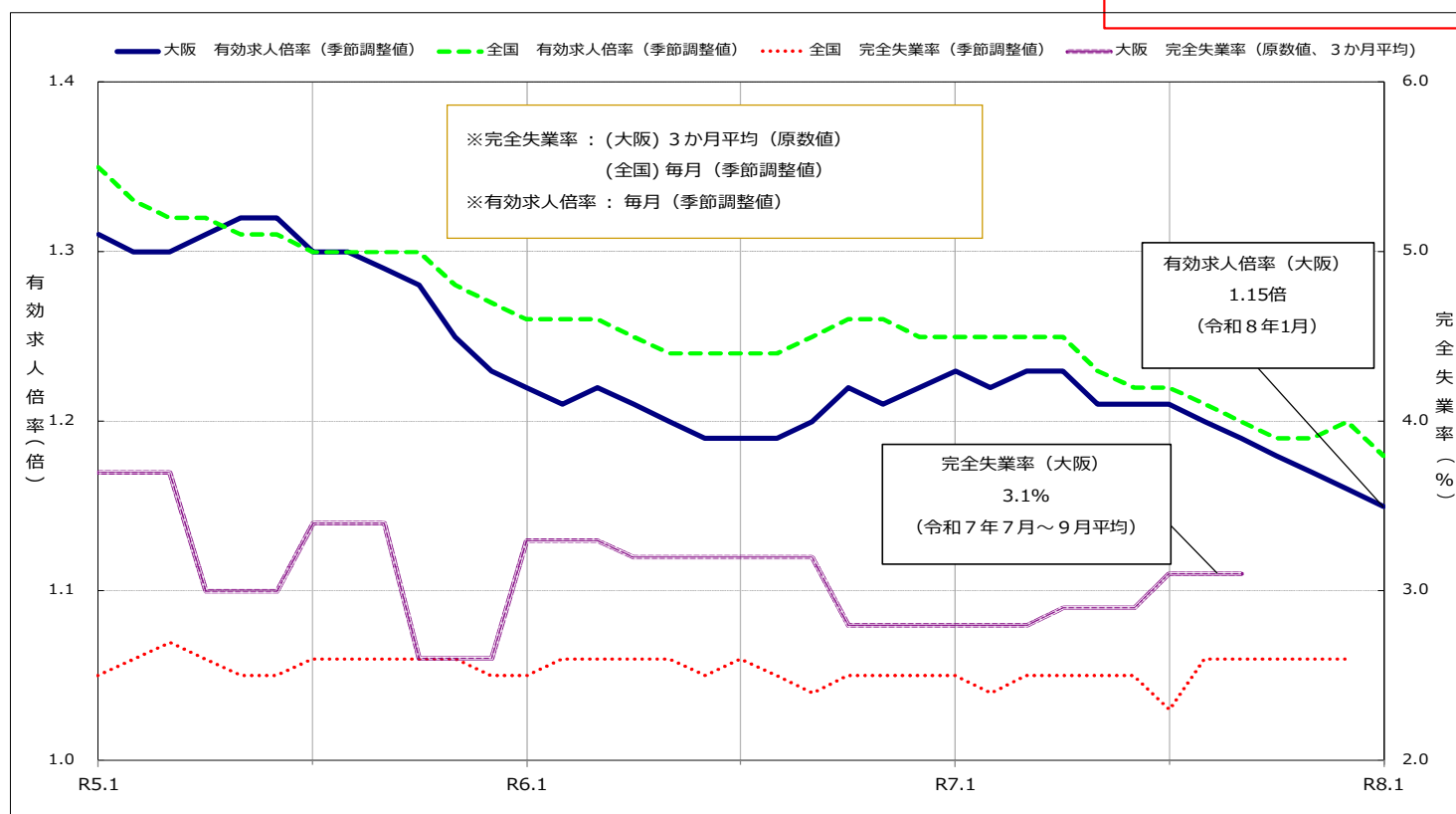
大阪の有効求人倍率（季節調整値）は、令和5年1月の1.31倍から緩やかな低下傾向であり、直近、令和8年1月では前月より0.01ポイント低下し、1.15倍となっています。

【同月の全国の有効求人倍率（季節調整値）：1.18倍】

- 大阪の完全失業率（原数値）は、直近、令和7年7月～9月期平均では、前年同月より0.1ポイント低下し、3.1%となっています。

【同月の全国の完全失業率（季節調整値）：2.6%】

3月上旬に最新の数値に修正



2 総合労働行政機関として的大阪労働局の施策の推進

我が国の活力維持・向上には国民一人一人が、その能力を十分に発揮し活躍することが不可欠です。このため、物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備を進めると同時に、今後更なる人口減少により、労働供給制約が強まることが予想される中で、労働生産性の向上や、労働移動の円滑化、労働者の希望に応じた形での労働供給量の確保に向けた取組を進め、全ての働く方々の個々のニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を目指します。

大阪においては、大企業を中心に賃上げの動きがみられる中、中小企業・小規模事業者における賃上げをはじめとする職場環境の整備を促進するとともに、人材確保に向けた取組を支援していくことが重要な課題となっています。

上記情勢を踏まえ、地域や国民からの期待に応えていくため、大阪労働局は地域における総合労働行政機関として、四行政分野（雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発）の雇用・労働施策を労働基準監督署及びハローワークと一体となり、関係機関と連携して適切な取組を進めていきます。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

○ 賃金の引上げに向けた機運の醸成

- ・ 物価上昇を上回る賃上げを定着させるため、大阪府域における賃金引上げに向けた機運醸成に取り組みます。
- ・ 令和8年1月、大阪府内の各界トップが一堂に会する「大阪政労使会議（地方版政労使会議）」を開催しました。賃金引上げに向けた構成団体それぞれの取組や支援措置・事例等について議論を行うとともに、賃上げが継続する環境整備に向けた共同メッセージを採択しました。



▲大阪府の政労使が共同メッセージを採択「大阪政労使会議」（令和8年1月開催）

大阪政労使会議共同メッセージ

～誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪に向けて～

私たちは、政労使が力を合わせ、労務費等の適切な価格転嫁による企業の健全な収益基盤の確保、人への投資等による生産性向上や多様な人材が能力を発揮できる環境づくりを進めることで、持続的な賃上げの実現と力強い大阪経済の発展に取り組みます。

令和8年1月23日

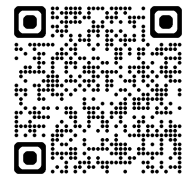
大阪政労使会議

日本労働組合総連合会大阪府連合会	会 長	井尻 雅之
公益社団法人関西経済連合会	会 長	松本 正義
大阪商工会議所	会 長	頭 鳥井 信吾
大阪府商工会連合会	会 長	上村 一彦
大阪府中小企業団体中央会	会 長	野村 泰弘
大阪府	副知事	山口 信彦
（大阪府知事職務代理者）		
近畿経済産業局	局 長	信谷 和重
公正取引委員会近畿中国四国事務所	所 長	南 雅晴
大阪労働局	局 長	高橋 秀誠

○ 「賃上げ」支援助成金パッケージの周知等

- ・ 生産性向上（設備・人への投資等）や正規・非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援するパッケージの周知を行います。
- ・ 当該パッケージを通じて、企業のニーズに沿った助成金が利用できるよう情報提供を行います。

賃上げに役立つ助成金が見つかる！
「賃上げ支援助成金パッケージ」



○ 「大阪府働き方改革推進支援・賃金相談センター」（厚生労働省委託事業）による支援

- ・ 賃金引上げ、長時間労働の改善、非正規雇用労働者の待遇改善、人材の確保などの労務管理に関する課題などについて、社会保険労務士等の労務管理の専門家が電話・メール・来所・訪問等による相談に無料で応じます。
- ・ 企業の様々な課題に対し、セミナーや労務管理の専門家によるコンサルティングを無料でを行い、解決に向けた支援を行います。

○ 最低賃金改定と合わせた各種支援策の広報

- ・ 「最低賃金周知・支援期間」を設定し、大阪府最低賃金の改定にあわせて、中小企業等に対して、関係省庁の支援策を含む、賃上げ支援策を関係機関と連携して集中的に周知するとともに、利活用の促進を図ります。



賃上げの取組事例や
厚生労働省をはじめ
関係省庁の支援策も紹介！



○ 賃金の引上げに向けた環境整備のための支援

- ・ 地域の平均的な賃金や企業の取組事例等が分かる資料を提供して、企業の賃金引上げへの支援を実施します。
- ・ 行政機関が民間企業に業務委託等を行う場合に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨を踏まえ、契約期間中の最低賃金改定による最低賃金法違反が生じることがないよう、各行政機関に対し契約発注時の配慮要請を行います。

「賃上げ」支援助成金パッケージ

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行い生産性向上を行う事業主に助成。



活用事例

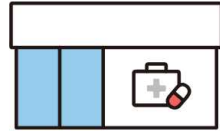
<小売業>

粉薬の分包を効率化するため、全自動分包機を導入

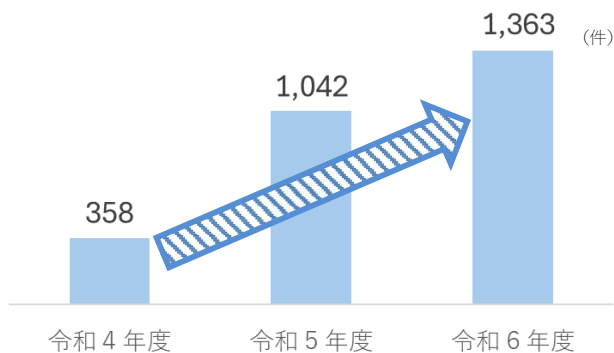
分包のスピードが1回あたり10分程度短縮
一度に作れる粉薬は2倍に増加



お客様の待ち時間を短縮
従業員の負担軽減



業務改善助成金交付決定件数（大阪）



人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や従業員の作業負担を軽減する機器等の導入により、離職率低下を実現した事業主に助成。



働き方改革推進支援助成金

外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備を導入し、労働時間の削減等を行う事業主に助成。



活用事例

<建設業>

高所作業を効率化するため、高所作業車を導入

足場の組立を行うことなく高所での作業が可能に



足場の組立解体に係る時間を削減
作業員の身体的負担も軽減



キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた事業主に助成。



人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した事業主に助成。



より高い処遇への労働移動等への支援

- ◆ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）
- ◆ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

大阪府働き方改革推進支援・賃金相談センター

センター



企業訪問による支援

来所相談

電話相談

メール相談



中小企業・小規模事業者

- ◆ 最賃が上がっているが、どう対応したらよい？
- ◆ 残業を減らしたいけど・・・
- ◆ 従業員が定着せず人手不足で困っている・・・
- ◆ 不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆ 何か役立つ助成金はあるの？

すべて無料！秘密厳守！
専門家（社会保険労務士等）がお応えいたします！

働き方改革に取り組む事業所の強力なサポートとなる！
大阪府働き方改革推進支援・賃金相談センター ホームページ



2 非正規雇用労働者への支援

○ 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

- ・ 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、キャリアアップ助成金の各コースの周知、活用勧奨等を実施し、処遇改善や正社員化に取り組む事業主を支援します。
- ・ パート・アルバイトの方が「年収130万の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）の活用、配偶者手当の見直し促進等を内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進します。
- ・ 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組の機運醸成を図ります。

知っておこう！
「年収の壁・支援強化
パッケージ」特設ページ



好事例が満載！
「多様な働き方の
実現応援サイト」



職場での処遇を確認しましょう！
▼労働者向けチェックシート

○ 同一労働同一賃金の実現に向けて

- ・ パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 不合理な待遇差の解消に向けた取組の要請や、基本給・賞与の待遇差の理由説明が不十分な企業に対して点検要請・支援策の周知を行い、企業の自主的な取組を促します。
- ・ 同一労働同一賃金の施行5年後の見直しの結果を踏まえた「改正同一労働同一賃金ガイドライン」等（令和8年10月1日施行予定）の円滑な施行・適用に向けて、改正内容について周知・啓発に取り組めます。

同一労働同一賃金を
動画で分かりやすく解説！
「同一労働同一賃金特集
ページ」



職場での待遇に疑問を感じたら、労働局にご相談を
～チェックシートを使って確認しましょう～

対象者 パートタイム、アルバイト、契約社員で働かれている方

使用方法 現在働いている会社で、以下の7つの問にあてはまるものがあるかどうか確認してみましょう。

Q1 雇用された際や契約更新の際に文書で示された労働条件に、以下の項目がありますか？ ・昇給の有無 ・退職手当の有無 ・賞与の有無 ・相談窓口 ☐ない ☐そもそも文書で提示されていない	Q2 正社員と同じ仕事をしている場合、同じ研修や訓練を受講できますか？ ☐できない
Q3 正社員と同じように、食堂、休憩室、更衣室などを利用できますか？ ☐できない	Q4 正社員に転換するための機会がありますか？ 例：パート→正社員 ☐ない
Q5 正社員との賃金や休暇制度の違いについて、社長や店長に尋ねると、説明してもらえますか？ ☐ない	Q6 あなたと正社員との賃金や休暇制度の違いについて、相談できる窓口がありますか？ ☐ない
Q7 雇用された際や契約更新の際に、賃金制度や教育訓練制度の内容について説明はありますか？ 賃金制度 教育訓練制度 ☐ない	1つでもチェックが付いたら、お近くの労働局で相談してみましょう！詳しくは裏面へ！

キャリアアップ助成金

非正規労働者のキャリアアップの促進を支援！

☐ 正社員化コース

有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）を正規雇用労働者へ転換または直接雇用した事業主に対して助成

☐ 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員等）の賃金規定等の増額改定により、昇給を実施した事業主に対して助成

☐ 短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者に対して新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して助成

※「キャリアアップ助成金」は、上記以外にも助成コースがあります。

1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

○ 利用者の多様なニーズに合わせた求人の確保・充実、能動的なマッチングを推進

- 求職者のニーズを的確に把握し求人条件の見直し提案等に活かすとともに、事業所訪問等による情報収集を積極的に行い、求人情報をより詳しく求職者に提供します。
また、担当者制によるきめ細かなキャリアコンサルティング支援を行います。
- 職業相談・紹介業務について、Web会議サービスや求人者マイページ、求職者マイページを活用したオンラインによる支援を提供します。
- 「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagが地域の関係者に活用されるよう、積極的な周知に取り組みます。

できることがいっぱい！
キャリアチェンジしたい人必見！
「job tag」



2 人材確保対策の総合的な推進

○ 人材確保支援とアウトリーチ支援の強化

- 求人条件緩和や魅力ある求人票の作成等に向けた助言、事業所情報の収集をきめ細かく行い、事業所の強みや魅力のPRを継続的に実施します。
- 「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」と銘打ち、全ハローワークにおける最重点事項として、医療・介護・保育分野の事業所へのアウトリーチ支援や関係団体との連携を強化し、更なる求人充足支援に取り組みます。
- 建設、警備、運輸分野等について、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援を強化し、ハローワークの人材確保対策コーナー（府内12カ所設置）を中心に、潜在求職者の掘り起こしや条件緩和を通じたマッチング支援を行います。
- 外部専門家を活用した雇用管理改善に関するコンサルティングとハローワークの求人充足支援を一体的に行う総合的な求人者支援を実施し、人材の確保を図ります。

大阪労働局
人材確保対策コーナー
特設ホームページ



今まで知らなかった業界の魅力に出会える！
人材確保対策コーナーの様子



あなたを笑顔にする仕事がきっと見つかる！
府内全ハローワークで介護関係の面接会等を開催！

3 職業訓練を活用した人材育成支援

○ 大阪の産業の成長を支える人材育成と早期再就職を支援するための職業訓練の推進

- ・ 大阪の産業の成長を支える「ものづくり分野の人材育成」と、「デジタル人材の育成」を柱とし、求職者や地域のニーズに対応した職業訓練コースを設定します。
- ・ 求職者個々の状況に応じた適切な訓練への誘導、受講あっせん、訓練終了後の就職支援等に積極的に取り組み、早期再就職を支援します。

○ 公的職業訓練（ハロートレーニング）の情報発信

- ・ 体験や個別相談ができる大規模職業訓練イベント「職業訓練フェスタ」を開催します。
- ・ 人材不足分野等の訓練コースへの誘導強化のため、大阪府や関係機関等と連携し、大阪府立高等職業技術専門校をはじめ訓練実施施設の見学会や説明会、職業理解セミナー等を開催します。
- ・ LINE、X、ホームページ、大阪労働局YouTubeチャンネル、公的職業訓練PR用パンフレット「ハロートレーニング」を活用し、積極的にハロートレーニングの情報を発信します。



百聞は一見に如かず！
職業訓練の施設見学会と体験会

○ 求職者支援制度による職業訓練と労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

- ・ 求職者支援制度により、必要な技能及び知識の習得を促進するとともに、受講を容易にするための給付金の支給、その他安定した職業への再就職や転職に関する支援措置を講じることで職業及び生活の安定を図ります。
- ・ 求職者支援制度の積極的な周知・広報を行うことでより一層の活用を推進します。



大阪府内の職業訓練校が大集結！
職業訓練フェスタ2025の様子



募集コースやイベント情報満載！
「大阪ハローワーク（ハロートレーニング）」
友だち登録二次元コード



募集中の求職者向け訓練全コースを掲載！
継続的に冊子を作成し、ハローワークをはじめ
大阪府内各公的施設に配架



職業訓練に関する様々な情報を配信！
LINE、Xの配信例

○ 非正規雇用労働者が働きながら学びやすい職業訓練の周知

- ・ 非正規雇用労働者等が、働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境を整備するため、オンラインを活用した職業訓練について本格実施を図り、大阪府等と連携した周知に取り組みます。



訓練受講者を熱血応援！
大阪労働局の
職業訓練マスコット
『くんれんザウルスとれゴン』

4 リスキング、労働移動の円滑化等の推進

○ 教育訓練給付制度による労働者個々人の学び・学び直し支援の促進

- ・ 厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」について、制度の拡充や郵送・電子申請が可能なことの周知を行い、受講しやすい環境の整備を図ります。
- ・ 雇用保険被保険者が教育訓練に専念するため自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合に「教育訓練休暇給付金」や「リ・スキリング等教育訓練支援融資」などの制度が利用できることについて周知し、利用を促進します。

教育訓練中の賃金の
一定割合を支給！
「教育訓練休暇給付金」▶

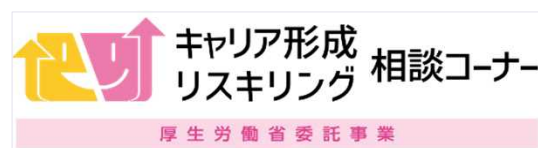


訓練費用と生活費を融資！
「リ・スキリング等
教育訓練支援融資」▶



○ キャリア形成・リスキング推進事業の実施

- ・ 在職時からのキャリアアップに関する継続的な支援を行う「キャリア形成・リスキング支援センター」（厚生労働省の委託事業）と連携し、ハローワーク内に設置する「キャリア形成・リスキング相談コーナー」において、キャリアコンサルタントによる労働者のキャリア形成や、リ・スキングに係る支援を推進します。



○ 人材開発支援助成金による人材育成の推進

- ・ 雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した事業主等に対して支援を行う人材開発支援助成金の活用を促進します。
- ・ 中高年齢者のための訓練の助成や設備投資助成を新設するとともに、教育訓練休暇に対する助成メニューを見直し、企業内での人材育成を支援します。



計画的に人材育成を行う
事業主を支援します！
「人材開発支援助成金」
ご利用案内



○ 中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援

- ・ これまで労働者の採用を新規学校卒業者中心に行ってきた事業主が、中途採用の拡大等を図った場合に助成する早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）について、制度内容の周知を積極的に行い、活用促進に取り組みます。

賃金上昇を伴う中途採用者の
雇用機会の拡大を！
「中途採用拡大コース」
ご利用案内



人材開発支援助成金

経費助成率が最大75%（中小企業）！！ 1事業所1年度あたり1億円まで助成！

□ 事業展開等リスキング支援コース

事業展開に伴う新たな分野や事業展開は行わないがDX化やグリーン・カーボンニュートラル化に必要な訓練等を実施した事業主に助成

早期再就職支援等助成金

45歳以上の中途採用率の拡大を図った場合は助成額アップ！

□ 中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図った事業主に対して助成

○ 新卒者・既卒者の正社員就職の実現に対する就職支援の強化

- ・ 大阪新卒応援ハローワーク等では就活ガイダンス、出張相談等、学校と連携し支援を行います。
- ・ 学生生活のできる限り早期から職業意識形成のための支援を行います。
- ・ 合同企業説明会等の開催により、中小企業等の魅力を発信し、人材確保支援を行います。



説明会から、面接対策セミナー、面接会までパッケージで実施！
合同企業説明会の様子



ショート動画で利用のしやすさをPR！
YouTubeチャンネル



【大阪新卒応援ハローワーク】

公式キャラクター
“ドリたま”

○ 正社員就職を希望する若者への就職支援

- ・ 大阪わかものハローワーク等では、適性検査やグループワーク、就職支援セミナー、就職面接会等を実施します。
- ・ トライアル雇用の活用を促し、正社員就職を促進します。
- ・ 地域若者サポートステーションと連携して、働くことに悩みを抱えている方の就労支援を行います。



再就職に向けて
講師の話を熱心に聴く若者
就職支援セミナーの様子

○ バーチャルわかものハローワークによる支援

- ・ バーチャル空間において、アバターによる簡易相談、セミナー動画の放映等を通じて、ハローワークの支援を知るきっかけ作りを行います。
- ・ 支援のプレ体験により、ハローワークの利用へつなげます。



正社員経験等のある芸人が
働くことをテーマにトーク
来場者30,000人達成記念イベント



大阪府警察本部との共催、
よみこの有野氏が出演
闇バイト防止啓発イベント



ABCの3択クイズで大盛り上がり！
バーチャル就活セミナーの様子

○ 若者雇用促進法に基づく認定制度について（ユースエール認定制度）

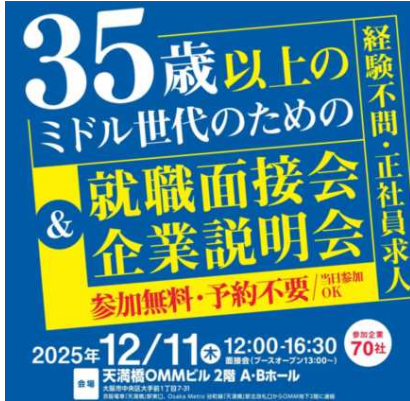
- ・ 若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定するユースエール認定制度について、周知に取り組み、認定企業の増加を図ります。
(大阪 76社 令和8年2月末現在)
- ・ 若者を求めるユースエール認定企業と若者とのマッチング向上を推進します。



6 就職氷河期世代を含む中高年世代への活躍支援

○ 就職氷河期世代を含む中高年世代の活躍の場を広げられるような支援の推進

- ・ 府内6か所のハローワークに「35歳からのキャリアアップコーナー」を設置し、概ね35歳から59歳までの方のキャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、就職から職場定着まで、安定した雇用の実現に向けた一貫した伴走型支援を実施します。
- ・ 「35歳からのキャリアアップ面接会」、「事業主向けセミナー」の開催等により、中高年世代の活躍に向けた支援に取り組みます。



イベントが目白押し！



▲中高年世代を対象とした面接会&説明会



▲事業主向けセミナーの実施

7 高齢者の就労・社会参加の促進

○ 企業における70歳までの就業確保措置制度の導入促進

- ・ 年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」を実現するため、65歳までの雇用確保措置が適切に講じられるよう取り組むことに加え、70歳までの就業機会確保措置の円滑な導入に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。



▲「地域ワークショップ」の様子
生涯現役社会の実現に向けた事業所向けセミナーの開催



▲高齢者雇用安定法ガイドブック
(事業所向け)
これさえあれば、理解できる！



▲お仕事探しのためのガイドブック
(求職者向け)
役立つ情報が満載！

○ 高齢者の再就職支援の強化

- ・ ハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズを踏まえた効果的なマッチング支援を行うなど、特に65歳以上の高齢者に対する再就職支援に取り組みます。

○ 地域における就業機会の確保に向けた取組の推進

- ・ 地方自治体を中心とした高齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置推進やシルバー人材センター事業の推進に取り組みます。

8 障害者の就労促進

○ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の推進

- ・ 令和8年7月から法定雇用率が2.7%に引き上げられる等により新たに雇用義務が生じる企業や除外率設定業種に対し、障害者の業務の選定等の雇入れ支援を積極的に行い、早期対応を促進します。
- ・ 障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとして、障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図ります。

○ 多様な障害特性等に対応した就労支援等の実施

- ・ 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど、多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。
- ・ 広く一般労働者を対象に、精神・発達障害者を支援する応援者「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進します。



専門知識のあるスタッフが担当者制によって
きめ細かな支援を行います！

○ 障害者雇用優良中小事業主認定制度による障害者雇用の取組の推進

- ・ 障害者雇用優良中小事業主の認定制度「もにす認定」の周知を強化し、認定事業主の増加に努めます。（大阪 30社 令和8年2月末現在）



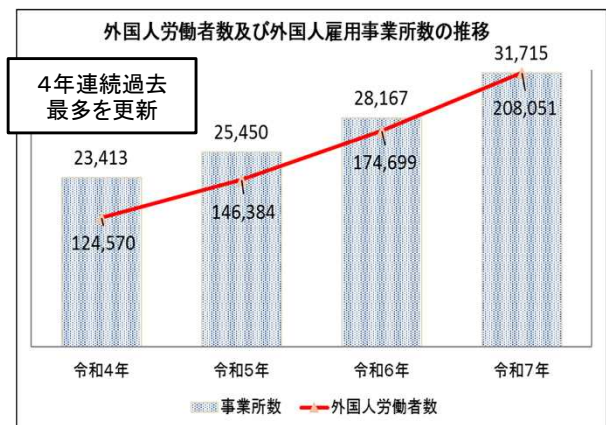
9 外国人に対する支援

○ 外国人求職者に対する適切な支援の実施

- ・ 専門相談員及び通訳を効果的に配置するとともに、ハローワークに多言語音声翻訳機を設置し、外国人求職者への適格な職業紹介・相談等の推進を図ります。

○ 外国人留学生の就職支援及び専門的・技術的分野の外国人の就業促進

- ・ 近畿ブロック各労働局及び関係機関と連携し、求人説明会（令和8年5月予定）を開催します。
- ・ 大阪外国人雇用サービスセンターにおいて、留学生向けのミニ面接会を開催するとともに、事業所向けには「初めての外国人雇用セミナー」を開催し、高度外国人材の雇用促進を図ります。
- ・ ビジネスインターンシップ事業を通じて留学生及び企業の相互理解の向上を図ります。
- ・ 大学等への出張ガイダンスを実施し、留学生に対する在学早期からの就職意識啓発を行います。



○ 外国人労働者の雇用管理の改善と適正就労の推進

- ・ 外国人雇用啓発月間（6月）において「啓発セミナー」を開催します。
- ・ 出入国在留管理機関等とも連携して外国人労働者の適正な受入推進や不法就労の防止等について周知・啓発を図ります。また、令和9年4月から施行される育成就労制度について関係機関と連携し、円滑な施行に向けて周知に取り組みます。
- ・ 外国人雇用状況届出制度の周知徹底を図り、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施します。



外国人を雇用している又は
検討中の方にオススメ！

「外国人雇用Q&A」パンフレット

10 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

- **地方自治体の雇用施策に連携・協力するなど、国と地方自治体との連携基盤の一層の強化**
 - ・ 国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。
(令和8年3月31日現在、7か所(大阪府、大阪市(3か所)、堺市、寝屋川市、柏原市)で実施)
 - ・ 国と地方自治体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、雇用対策協定締結の取組を推進します。
(令和8年3月31日現在、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、吹田市、寝屋川市、柏原市と締結)
- **生活保護受給者などの生活困窮者に対する、地方自治体と一体となった支援の充実**
 - ・ 生活困窮者に対して就労による自立を促進するため、福祉事務所に設置するハローワーク常設窓口や巡回相談といったワンストップ型就労支援等により、ハローワークと地方自治体が一体となった支援を行います。

11 労働力需給調整事業の適正な運営の促進

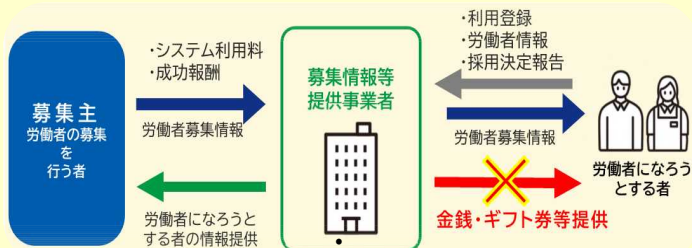
○ 法制度の周知

- ・ 労働者派遣事業又は職業紹介事業を始めようとする事業者及び許可取得後の事業者に対して法制度の説明会を行い、適正な事業運営の徹底を図ります。
- ・ 雇用仲介事業者に対するお祝い金・転職勧奨の禁止や、職業紹介事業者に対する就職実績や離職状況、職種毎の平均手数料率実績の公開義務化について周知を図ります。
- ・ 労働者向けの労働者派遣法等を説明するセミナーを実施します。

募集情報等提供事業者が労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止です

新たなルールへの対応を！
雇用仲介事業者の新たな
ルールへの対応について

大阪労働局 YouTube チャンネルでも
新規許可申請手続きについての動画を公開中



労働者派遣事業
はコチラ



職業紹介事業
はコチラ



派遣の知識、しぐみを分かりやすく解説！ 派遣労働を始めようと考えている方のセミナー



開催日程や内容は
コチラから

人材サービス総合サイト



雇用仲介事業者の
「見える化」を促進！

○ 指導監督の実施

- ・ 派遣元事業主又は職業紹介事業者に対して、行政処分の実施も含めた厳正な指導監督を行います。また、求人メディア等の募集情報等提供事業者に対しても、適正な事業運営の確保のための指導監督を実施します。
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金の確保に向けた指導監督及び同一労働同一賃金の施行5年後の見直しの結果を踏まえた改正省令・指針等(令和8年10月1日施行予定)の円滑な施行のための周知に取り組みます。
- ・ 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』に寄せられた情報を基に雇用仲介事業者とのトラブル等について必要な対応に取り組むとともに、更なる周知を図ります。

医療機関や介護施設・
保育所・幼稚園の経営者・
人事担当のみならず！
雇用仲介事業者とのトラブルは
特別相談窓口まで



1 長時間労働の抑制等

○ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けた監督指導の徹底等

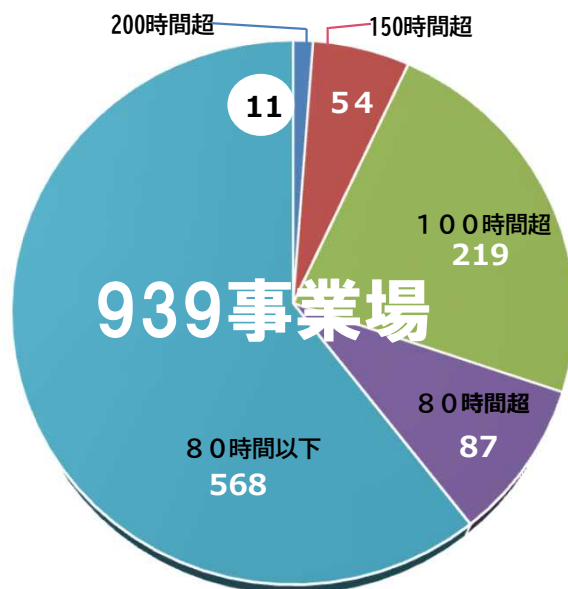
- ・ 各種情報から時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施します。
- ・ 複数の過労死等を発生させた企業に対しては、「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導を実施します。
- ・ 長時間労働が複数の事業場で認められた企業に対する指導及び企業名の公表を的確に実施します。
- ・ 違法かつ重大・悪質な過重労働事案に対しては、過重労働撲滅特別対策班（かとか）による捜査を行います。
- ・ 11月の「過重労働解消キャンペーン」期間に、ベストプラクティス企業と労働局長等との意見交換会などを実施します。

働きやすい職場づくりの取組事例を共有！

▼運送事業者と荷主、大阪運輸支局長、大阪労働局長の4者で意見交換



職場環境改善の参考に！
過去のベストプラクティス企業
との意見交換の詳細はこちら



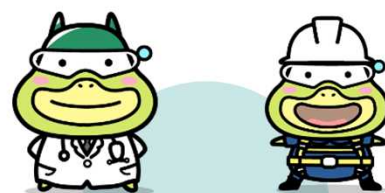
違法な時間外・休日労働があった
事業場数（令和6年度）

○ 医師・建設業・自動車運転者への労働時間短縮に向けた支援

- ・ 医師については、大阪府、大阪府医療勤務環境改善支援センター等の関係機関と連携して、きめ細やかな相談対応等、適切な支援を行います。
- ・ 建設業については、国土交通省等の関係機関と連携して、工事の発注者に対して、週休2日を確保した適正な工期設定、適正な請負代金の設定について、要請と働きかけを行います。
- ・ 自動車運転者については、関係省庁とも連携しながら、「荷主特別対策チーム」において発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること等について要請と働きかけを行います。また、適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知します。



建設業・ドライバー・医師の
働き方改革総合サイト
「はたらきかたススめ」



労働条件を確かめよう！
広報キャラクター
「たしかめたん」



○ 長時間労働に繋がる取引環境の見直し

- ・ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定する「取引上必要な配慮」等について周知し、中小受託事業者等への「しわ寄せ」防止を図ります。
- ・ 労働基準監督署における監督指導の結果、中小受託事業者等の労働基準関係法令違反の背景に、委託事業者等の中小受託取引適正化法等の違反が疑われる場合、関係機関に確実に通報します。

2 労働条件の確保・改善対策

○ 法定労働条件の確保・改善対策の推進

- ・ 労働基準関係法令違反に対し、速やかに監督指導を行い、未然防止、早期解決を図ります。また、不適切な解雇・雇止めの回避・予防のための啓発指導を実施します。
- ・ 労働者からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対して、迅速・適正に必要な調査を実施し必要の対応を行います。
- ・ 労働基準監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。
- ・ いわゆる「スポットワーク」を利用する際の労務管理上の留意事項等について、リーフレットを用いて広く周知するとともに、監督署に相談が寄せられた場合には、丁寧に対応します。
- ・ 度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては厳正に対処し、同種事案発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。



監督指導の様子
(イメージ)



- ・ より多くの事業主、労働者に労働基準関係法令の周知を図るため「労働基準関係法令のあらまし」を作成するほか、説明会の開催や説明動画を配信します。

関係法令を
わかりやすく1冊に！
「労働基準関係法令の
あらまし」WEB版はこちら



○ 学生を対象とした、労働法制の周知及びアルバイト等の労働条件の確保に向けた取組の実施等

- ・ 府内の大学等からの依頼に基づき、幹部職員等が出向いてワークルールセミナーを実施します。
- ・ 新たにアルバイトを始める学生が多い4月～7月に「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。
- ・ 労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。



マンガでわかりやすい！
WEB版掲載ページ

働いている方も雇用主も
それぞれの立場で学べる！
ポータルサイト



3 労働者が安全で健康に働けることができる環境の整備

○ 労働災害防止対策の推進

- 令和5年度からの5か年を期間とする大阪労働局第14次労働災害防止推進計画（14次防）を踏まえ、さらなる労働災害防止対策を推進していきます。

【14次防の目標】

- ◆ 死亡災害については、令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少させます。
- ◆ 死傷災害については、令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和4年と比較して令和9年までに減少させます。

大阪発・新4S運動

「安全」は人々を満足にさせ、輝く笑顔にします

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

- 事業場における自主的な安全衛生管理活動を促進するため、次の4つの活動について取り組みます。

安全見える化活動



安全Study活動



外国語にも対応！
「マンガでわかる
シリーズ」
詳細はこちら



リスク評価推進活動



職場のあんぜんサイト！
「化学物質のリスク
アセスメント支援」

命綱GO活動

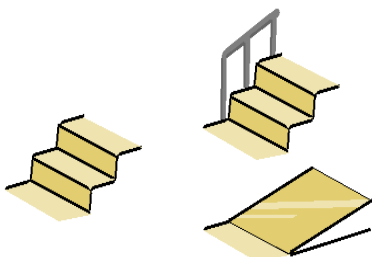


命綱 使って つなGO 大切な命
「命綱 GO 活動」



○ 改正安全衛生法の円滑な施行

- 高年齢者の労働災害防止のための指針（令和8年4月1日施行）及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ることにより、高年齢労働者の労働災害を防止し、安心して働ける職場環境の改善を進めます。
- 個人事業者等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者にも義務付ける改正省令について、事業場に対して指導・周知・啓発等を行います。



階段には手すりを設け、可能な限り通路の
段差を解消する



高年齢労働者の安全・
健康確保を！
指針について



対策費用等への補助
エイジフレンドリー補助金



○ 熱中症対策

- ・ 「Stop! 熱中症クールワーク キャンペーン」に基づく取組が各事業場で適切に実施されるよう指導等を行います。
- ・ 暑さ指数表示ボードを作成し、来庁者に対し、広く暑さ指数、警戒レベルの周知を行うほか、「熱中症警戒アラート」活用の定着、異常時の措置等、広く熱中症予防対策を周知します。
- ・ 大阪産業保健総合支援センターと共催で「職場における熱中症予防対策セミナー」を開催し、大阪市消防局救急部に講師を依頼し、熱中症による救急搬送の要否の判断及び応急処置の解説を盛り込んだ「重篤化防止対策セミナー」を開催します。



有益情報盛りだくさん！
職場における
熱中症予防対策▼



○ メンタルヘルス対策及び過重労働対策等の推進

- ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導やストレチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう各種説明会や指導等を行います。
- ・ 労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」について周知を行います。



50人未満の事業場について
義務化！
ストレスチェック▼



○ 新たな化学物質規制の周知の取組

- ・ 令和6年から施行されている新たな化学物質規制に基づき、SDS（安全データシート）等を活用したリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置について、個人ばく露測定を導入等を含め、丁寧な指導を行います。
- ・ 化学物質管理強調月間（2月）中に、大阪府及び各自治体や各種団体と連携し、化学物質管理に関するセミナーを開催します。

化学物質管理強調月間が
新設されました！
「新たな化学物質規制」
関連はこちら▶



○ 石綿ばく露防止対策の推進

- ・ 石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底等も含む発注者への制度の周知を図ります。
- ・ 建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、丁寧な相談支援を行います。

要確認！
石綿総合情報
ポータルサイト▶



○ 腰痛予防対策

- ・ 大阪府内の主要社会福祉事業者で構成される「+Safe協議会」や各種セミナーを通じ介護職員の負担を軽減する介護技術「ノーリフトケア」の周知を図ります。



腰痛予防対策の
動画もあります！
腰痛予防対策▼



介護従事者の負担軽減！

▲ノーリフトケアによる介護作業の実演

○ 治療と就業の両立支援と就職支援の推進

- ・ 「治療と就業の両立支援指針」の周知啓発を行います。
- ・ 大阪労働局に設置した「大阪府地域両立支援推進チーム」において計画を策定し、関係者の取組を相互に周知・協力する等により、効果的な連携と一層の促進を図ります。
- ・ 主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進します。このため、両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、養成研修の周知・受講勧奨を図ります。
- ・ がん等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら就労を希望する求職者について、がん診療連携拠点病院等と連携協定を結んでいる府内11か所のハローワークを中心に、出張相談や就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。

政労使及び専門家が一体となって支援！
▼大阪府地域両立支援推進チーム会議

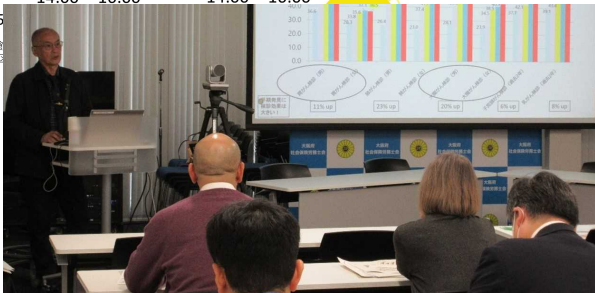


経営者・人事労務担当者向け
「治療と仕事の両立支援」
ハイブリッドセミナー
～病気になっても働ける職場を目指して～

2 DAYS 開催
令和8年4月1日から、事業場において、労働者の「治療と仕事の両立」を支援するための必要な措置を講じることが、努力義務となります。

日時 2025.11.20 (木)・11.26 (水)
14:00～16:00 14:00～16:00

会場 特定員 各回 5
大阪府社会保険労務士会館
大阪市北区



日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いています。

医療現場や中小企業の両立支援の事例を紹介！
▲治療と仕事の両立支援セミナーを開催

4 最低賃金制度の適切な運営等

○ 大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営・周知・履行確保

- ・ 「大阪地方最低賃金審議会」では、最低賃金法に基づく公正な行政運営を確保するため、学識経験者の公益代表、労働者代表、使用者代表を構成委員とし大阪府内の最低賃金（大阪府最低賃金及び特定最低賃金）の改定について審議しています。
- ・ 大阪府最低賃金及び特定最低賃金の改定について、経済状況等の地域の実情及びこれまでの審議状況などを踏まえつつ、大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- ・ 大阪府最低賃金が改定された後は、オリジナルポスターやリーフレットを作成し最低賃金を周知します。

最低賃金の件名		時間額	発効日
大阪府最低賃金		1,177円	令和7年10月16日
特定最低賃金	塗料製造業	1,191円	令和7年12月4日
	鉄鋼業	1,185円	令和7年12月1日
	非鉄金属製造関連産業	1,180円	
	機械・金属製品製造関連産業	1,197円	令和7年12月4日
	電気機械器具製造関連産業	1,197円	
	自動車・同附属品製造業	1,194円	令和7年12月1日
	自動車小売業 ※	1,177円	令和7年10月16日

※印の特定最低賃金について、令和7年度の改定はありません。
大阪府最低賃金額が適用されます。



▲大阪府最低賃金改定について答申

5 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

○ 大阪府域における働き方改革の総合的な推進

- 「大阪働き方改革推進会議」（事務局：当局）において、令和8年度の基本方針を定め、政労使等が連携して働き方改革を推進します。



大阪の働き方改革を牽引！「大阪働き方改革推進会議」



○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しの推進等

- 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に資する取組（時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度、テレワーク等）の周知啓発を行います。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導、ワークショップを実施し、企業の自主的な取組を促します。



改善に役立つ情報交換を！
ワークショップの様子



自己診断ツール、
企業の取組事例等は
こちら！

働き方・休み方改善
ポータルサイト

○ 働き方改革に取り組む企業への助成

- 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組んだり、勤務間インターバル制度を導入する中小企業を対象とした「働き方改革推進支援助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。

6 総合的なハラスメントの防止対策

○ 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

- 各種ハラスメントの防止対策が適切に講じられるよう、事業主への積極的な是正指導、周知徹底を図ります。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

社内研修にも活用できる！

社内周知用のポスターや

ハラスメントについての解説動画も掲載



○ カスハラ対策・求職者等に対するセクハラ対策の推進

- 改正労働施策総合推進法等の成立により、令和8年10月1日からカスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることを踏まえ、改正内容の周知を行います。法施行後は着実な履行を図ります。
- 大阪府域における職場のハラスメント対策事業を大阪府と連携の上実施し、ハラスメント撲滅に向けた取組を行います。

○ 紛争の早期解決の促進

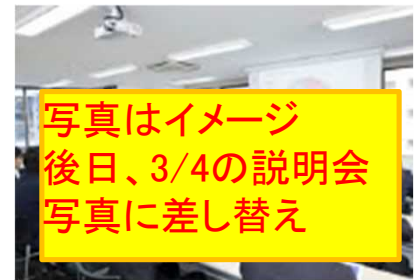
- 各ハラスメントに関する労働者と事業主間の紛争については、労働施策総合推進法等に基づく援助や調停制度などの紛争解決援助制度を活用することにより、早期の解決を促します。



7 女性活躍推進に向けた取組等

○ 女性活躍推進法の履行確保

- ・ 法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の活躍に関する情報公表等が義務付けられている事業主に対し、報告徴収等の実施により、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 法改正により、令和8年4月1日から労働者数101人以上の企業に拡大された「男女の賃金の差異」及び「女性管理職比率」等の公表義務について、対象企業に対して引き続ききめ細やかな周知を行うとともに、「女性の活躍推進企業データベース」（厚生労働省の運営サイト）の活用を促します。
（大阪 えるぼし287社 プラチナえるぼし7社 令和8年2月末現在）
- ・ 「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定について、メリットを周知し取得促進を図ります。



事業主が気になるポイントを解説！
法施行を目前に控えて改正法説明会を開催

女性が活躍できる職場づくりに
取り組んでいる企業のマーク



女性の活躍推進企業 データベース

- ・企業が情報公表に活用できます。
- ・えるぼし、プラチナえるぼし認定企業を検索できます。



○ 男女雇用機会均等法の履行確保・援助

- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう事業主への指導を行うとともに、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

○ 子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- ・ 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワーク及び府内13か所のハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育て中の方等に対して、個々の状況やニーズに応じた支援を実施します。

主な就職支援サービス

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 仕事と子育て等が両立しやすい求人の開拓
- ・ ライフプランに寄り添った支援
- ・ 託児付のセミナー等
- ・ 子育て中の方同士によるグループワーク
- ・ 専門家（弁護士、社会保険労務士等）による相談
- ・ 地域の関係機関や子育て支援拠点と連携した出張相談
- ・ マザーズWEEKS（秋の大規模イベント） など



仕事と家庭を両立したい
あなたをサポート！
マザーズポータルサイトを設置



両立に向けた情報交換！座談会の様子



お子様連れでも安心して利用可！キッズスペースの様子

○ お子様連れでも利用しやすい環境の整備

- ・ キッズスペースや授乳室を設置しています。
- ・ 来所が難しい方にオンラインでサービスを提供します。

8 仕事と育児・介護の両立支援等

○ 育児・介護休業法の履行確保

- ・ 育児休業の取得等を理由とする不利益取り扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主への報告徴収・是正指導等を行うほか、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
- ・ 令和7年度に順次改正した育児・介護休業法について、引き続き報告徴収等により履行確保を図ります。特に、3歳以降の柔軟な働き方に関する措置等、企業が選択して講じる措置については、企業の実態に応じた実効性のある措置となるよう、適切な助言を行います。

男女ともに働きやすい
環境を実現！
育児・介護休業法について



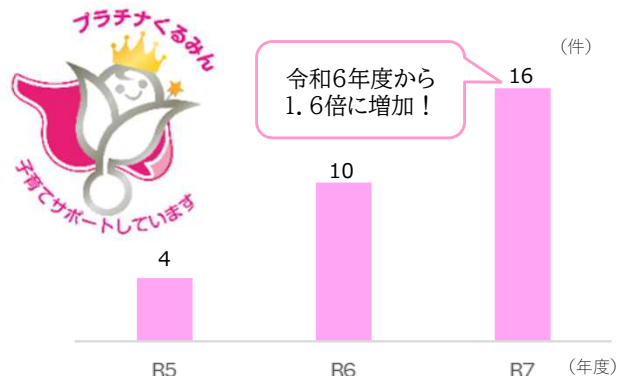
○ 次世代育成支援対策の推進

- ・ 新たに策定・変更する一般事業主行動計画において、育児休業の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握、数値目標の設定が義務付けられたことについて周知に取り組みます。
- ・ 「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」の認定基準について周知を行い、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。
(大阪 くるみん339社 プラチナくるみん45社 令和8年2月末現在)
- ・ 不妊治療を受けやすい職場環境の整備を推進するために、不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について、周知・啓発を図ります。

子育て中のママ・パパにとって
働きやすい企業のマーク



プラチナくるみん申請件数 (大阪)



プラチナくるみん認定企業の
取組を紹介！
令和7年10月2日
大阪労働局プレスリリース



○ 育児休業等給付制度の利用推進

- ・ 両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、令和7年4月より、「出生後休業支援給付」や「育児時短就業給付」が施行されています。この制度を含め、育児休業等給付の更なる利用促進を図るため、育児休業給付に関する専用コールセンターを活用し、被保険者や事業主等に対して周知広報に取り組むとともに、円滑な支給に努めます。



共働き・共育てを推進！
「出生後休業支援給付」
「育児時短就業給付」

○ 仕事と育児、仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- ・ 職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのため、両立支援等助成金の活用促進等により中小企業事業主を支援します。

両立支援に取り組む
事業主へ！
助成金案内ページ



両立支援等助成金

仕事と育児、介護の両立ができる職場環境整備を支援！

□ 育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員を新規雇用（または派遣で受入）した場合に助成

□ 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等に助成

※「両立支援等助成金」は、上記以外に助成コースがあります

9 個別労働関係紛争解決の促進

○ 適切かつ積極的な相談対応、助言・指導及びあっせんの実施

- ・ 府内14か所に設置している総合労働相談コーナーにおいて、労働問題のワンストップサービス拠点として、関連法令等の情報提供を行います。
- ・ 紛争状態にある場合は、
「助言・指導」（当事者に解決方向を示し、自主的解決を促進する制度）
「あっせん」（紛争調整委員会の委員が紛争解決に向けて調整する制度）
により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。



相談はこちらへ！
総合労働相談
コーナー所在地



10 フリーランスの就業環境の整備

○ フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- ・ フリーランスから就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、発注事業者に対する調査、是正指導を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 申出の対象外となる事案についても、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

動画で解説！
フリーランスに対するハラスメント対策



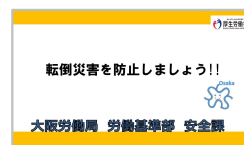
相談から解決まで、弁護士がワンス
トップでサポートします！
「フリーランス・トラブル110番」



11 効果的な広報の推進

○ SNS等の各種広報ツールを活用した情報発信の実施

- ・ YouTube、LINE、X、Instagram等のSNSやホームページ、プレスリリース、リーフレット、ポスターなど各種広報ツールを活用し、労働局の施策や制度、労働基準監督署、ハローワークの支援内容等について情報発信を行います。
- ・ 情報の受け手を意識して、より認知され、わかりやすく、伝わりやすい広報に取り組みます。



▲労働災害防止啓発動画



事業主・求職者双方にお役立ち情報を発信

大阪労働局
YouTube
チャンネル



大阪労働局
労働基準部
X (旧Twitter)



大阪労働局
職業安定部
X (旧Twitter)



大阪労働局
Instagram



大阪労働局公式Instagram
マスコットキャラクター
「企画だこちゃん」



○ 電子申請の利用促進

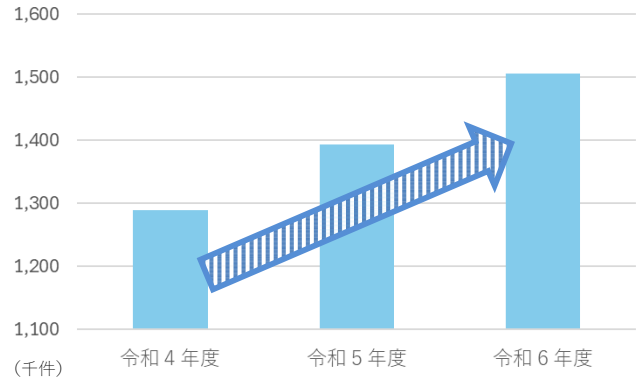
- ・ 労働保険の電子申請利用のメリットを情報発信し、更なる利用促進を図ります。
- ・ 求職者及び事業主における雇用保険手続きの更なる利便性の向上のため、マイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付の普及に向けた周知広報に取り組みます。
- ・ 令和9年1月に、雇用保険の電子申請手続きの利便性向上を目的とした改善が予定されており、電子申請の更なる利用促進に取り組みます。



24時間どこでも申告！
特設サイトはこちら



電子申請（雇用保険関係）件数（大阪）



○ 労働保険の未手続事業の一掃の取組

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者福祉の向上等の観点から極めて重要な課題である未手続事業の解消のため、制度の周知広報、加入勧奨を行います。また、成立（加入）手続きを自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施し、労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となって、未手続事業の一掃に取り組みます。



○ 全国平均を上回る収納率の達成

- ・ 目標達成のため「口座振替」・「電子納付」について広く周知し、利用促進を図るとともに、費用負担の公平性の観点から、着実に納入督促を実行します。

手続きかんたん・らくらく支払！

▼口座振替納付・電子納付



労働保険をQ&Aで解説！

労働保険特設サイト▼



○ 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

- ・ 「再就職手当」を含め、早期に再就職した場合のメリットの周知などに取り組みます。



▲就職活動をサポート！説明会で早期再就職のメリットを説明

○ 労災保険給付の迅速・適正な処理

- ・ 労災保険給付の請求については、迅速な事務処理及び適正な認定を行います。
特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速適正な事務処理を一層推進します。
- ・ 労災保険の窓口業務については、引き続き、認定基準に定める要件を含め相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

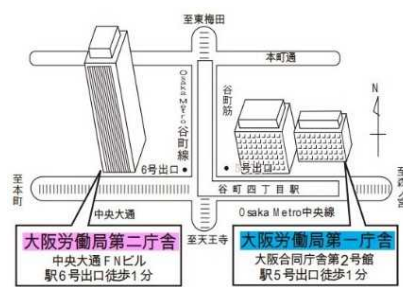
○ 不正受給に対する厳正な対処の徹底

- ・ 雇用関係助成金の不正受給の疑いがある事業所に対する調査等に、より一層注力します。

大阪労働局について

第一庁舎… 大阪市中央区大手前4丁目1-67 大阪合同庁舎第2号館

第二庁舎… 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル



<令和8年4月1日現在>

労働基準監督署
所在地一覧
はこちら



労働基準監督署

公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所（ハローワーク）
出先機関所在地
一覧はこちら



厚生労働省

大阪労働局

総務部

第一庁舎 8F

第二庁舎 17F

雇用環境・均等部

第一庁舎 8F

労働基準部

第一庁舎 9F

職業安定部

第二庁舎 21F

需給調整事業部

第二庁舎 14F

総務課

☎06-6949-6482

--- 職員の人事・厚生、庶務、情報公開

会計課

☎06-6949-6664

--- 局の予算・決算、会計

労働保険徴収課

☎06-4790-6330

--- 労働保険料の徴収・収納・決算
滞納事業場への対応・相談

労働保険適用・事務組合課

☎06-4790-6340

--- 労働保険関係の成立・消滅、
労働保険料の額の決定・年度更新
労働保険事務組合関係事務

企画課

☎06-6941-4630

--- 総合調整・企画、広報、働き方改革推進支援
助成金、両立支援等助成金、業務改善助成金

指導課

☎06-6941-8940

--- 個別労働関係紛争の解決援助、ハラスメント対策、
働き方・休み方の改善、女性の活躍推進、
男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立支援、
パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理改善
フリーランスの就業環境整備

監督課

☎06-6949-6490

--- 監督指導・調査・立替払、司法警察事務

安全課

☎06-6949-6496

--- 労働災害防止対策、特定機械の検査、
労働安全衛生法に基づく免許証交付申請事務等

健康課

☎06-6949-6500

--- 健康保持増進、職業性疾病の予防、
健康管理手帳・免許証の交付等

賃金課

☎06-6949-6502

--- 最低賃金、家内労働、賃金統計

労災補償課

☎06-6949-6507

--- 労災補償に関する指導・相談、
審査請求の受理

※ 労災保険医療
審査センター
☎06-7711-0740

※ 労災保険医療審査センター

所在地 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
大阪中央労働総合庁舎

職業安定課

☎06-4790-6300

--- 職業紹介、若年者雇用対策、
雇用関係等統計・調査

職業対策課

☎06-4790-6310

--- 高齢者・障害者・外国人労働者・
港湾労働者等の雇用対策、公正採用選考啓発

雇用保険課

☎06-4790-6320

助成金センター

☎06-7669-8900

--- 雇用保険給付・適用関係
各種助成金関係

※ 助成金センターは第二庁舎9F

訓練課

☎06-7663-6241

--- 求職者支援制度、公共職業訓練関係
就職氷河期世代を含む中高年世代活躍支援対策

需給調整事業第1課

☎06-4790-6303

--- 労働者派遣事業、職業紹介事業の
申請届出の受理

需給調整事業第2課

☎06-4790-6319

--- 労働者派遣事業所・職業紹介事業所
等の指導監督

大阪労働局公式Instagram



労働に関するお役立ち情報が満載！
「誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪」を目指して
大阪府内の労働行政、労働基準監督署、ハローワークに
関する情報を発信しています。



令和8年度大阪労働局の行政目標（数値目標）（案）

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

	重点施策	数値目標
1	最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援の推進等	●審議後の最低賃金額（改正の有無にかかわらず）について、大阪府内の自治体広報誌への掲載率を100%とする。
2	非正規雇用労働者への支援	●キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換者数について、前年度実績（P）以上を目指す。

II 労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進

1	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	○就職件数●●●（P）件以上 ○充足数●●●（P）件以上
2	人材不足分野における重点的な人材確保支援	○人材不足分野の就職件数●●●（P）件以上
3	職業訓練を活用した人材育成支援	○公的職業訓練の修了後3か月後の就職率●●（P）%以上
4	若者の雇用対策の推進	○（P）新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率●●%以上 ○（P）フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率●●%以上
5	就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援	○ハローワークの職業紹介による就職氷河期世代を含む中高年層（35歳～59歳）の不安定就労者・無業者の正社員就職件数10,405（P）件
6	高齢者の就労・社会参加の促進	○2029年までに70歳までの高齢者就業確保措置実施率を40%とする。
7	障害者の就労促進	○障害者の就職件数前年度実績（P）以上
8	地方自治体と一体となった雇用対策の推進	●地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数について、●●（P）件以上 ○生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率●●（P）%以上 ●生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援について、就職件数●●（P）件以上
9	労働力需給調整事業の適正な運営の促進	●労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者や許可を受けた事業者等に対して、適正な許可・届出について法制度の周知を図るため、説明会等を毎月4回以上開催する。

III 安全・安心・魅力ある職場づくりに向けた取組

1	労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	●増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率を第13次労働災害防止推進計画期間と比較して減少させる。 ●化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。 ●死亡災害を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。 ●死傷災害を2022年と比較して、2027年までに減少させる。 ●メンタルヘルス対策に取組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
2	総合的なハラスメント防止対策の推進	●改正労働施策総合推進法等についての周知件数を●●（P）件以上とする
3	女性活躍推進に向けた取組促進等	○（P）マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者について、就職率●●%以上 ○（P）マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者数について、●●人以上を目指す ●改正女性活躍推進法についての周知件数を●●（P）件以上とする
4	個別労働紛争解決の促進	●あっせんの参加率を●●（P）以上とする
5	雇用保険制度の安定的運営	○雇用保険受給者の早期再就職割合●●%（P）以上
6	労働保険未手続事業一掃対策 労働保険料等の適正徴収	●労働保険の加入手続勧奨を効果的に実施し、手続指導による成立件数1,360件以上を目指す。 ●重点的かつ機動的な滞納整理を実施し、全国平均を上回る収納率を目指す。

